



伊 総 第 6 9 2 号  
2020（令和2）年10月29日

伊賀市議会議長 近森 正利 様

伊賀市長 岡 本 栄



文書質問に対する回答について

令和2年10月16日付伊議第350号で回答の要求がありました文書質問について、下記のとおり回答します。

#### 記

行政不服審査制度について

##### 【質問1】

これまでの伊賀市における市長等に対する不服申立ての処理状況を示されたい。

##### 【回答】

伊賀市における市長等に対する不服申立ての件数は、伊賀市制施行から本年10月1日までに1件で、すでに裁決（終結）しています。

##### 【質問2】

制度の情報が市民へ広く提供されていることが望ましいと考えるが、市の見解を示されたい。また、その上で、ホームページ等を活用した市民への情報提供について、見解を示されたい。

##### 【回答】

行政不服審査制度は、法律で定められた制度であり、広く国民に周知されていると考えています。市では審査の対象となる処分を行う際に、不服がある場合は申立てができる旨を文書等により教示を行っており、この教示を確実に行うことが市民に対する最も有効な情報提供であると考えていますが、ご指摘の「ホームページ等を活用した市民への情報提供につい

て」も取り組んでいきたいと考えています。

**【質問3】**

法第16条、法第17条及び法第85条にある努力義務規定について、市の見解を示されたい。

**【回答】**

現在のところ、標準審理期間（法第16条）について定めはなく、審理員となるべき者（法第17条）や制度の運用は内規により定めています。今後は、標準審理期間等を明示するとともに、不服申立ての処理状況の公表（法第85条）についてもホームページ等を活用した情報提供の中で取り組んでいきたいと考えています。